

## 入札公告

渡嘉敷村空き家活用改修工事について、一般競争入札に付するため下記のとおり公告する。

令和3年10月27日

渡嘉敷村  
村長 座間味 秀勝

### 記

#### 1. 入札に付する事項

- (1) 件名  
渡嘉敷村空き家活用改修工事
- (2) 工事の数量  
仕様書による
- (3) 納入契約期間  
令和3年11月18日から令和4年3月17日まで
- (4) 納入場所  
仕様書による

#### 2. 入札に参加する者に必要な資格及び申請等について

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 沖縄県内に本社又は支社を有する者。
- ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされているもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係がないこと。
- カ 期限の到来している市町村県民税を完納していること。
- キ 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し国・地方公共団体等の類似の業務を受託した実績を有する者であること。

#### 3. 入札参加希望の申請方法等

入札参加希望の申請期間

令和3年10月27日(水)～令和3年11月12日(金)

- (1) 本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を所定の期日までに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められるものでなければ、本入札に参加することができない。

ア一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 商業登記簿謄本  
ウ 印鑑証明書及び使用印鑑届（原本）  
エ 市町村県民税の滞納がない証明書（提出前3か月以内に発行したものに限る。  
写し可）

オ 同種・同規模の履行実績

- (1) 申請書等の作成にかかる費用は申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は返却しない。
- (3) 令和3・4年度渡嘉敷村入札参加資格業者名簿に登載されている業者についてはイ、ウ、エの提出は必要なし。

#### 4. 仕様書の問い合わせ等について

沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183番地  
渡嘉敷村役場 総務課  
電話番号 098-987-2321  
ファクシミリ番号 098-987-3085

問い合わせについては、ファクシミリによるものとする。  
なお、期間についてはおおむね入札日の2日前までとする。これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

#### 5. 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月17日(水)13時

イ 場所

沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183番地 渡嘉敷村役場2階大会議室

ウ 提出方法

持参のみ

(2) 入札方法

入札書は持参により提出すること。電報、郵送及びファクシミリによる入札は認めない。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札とするので入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当をもって落札とするので入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。

イ 記名押印のない入札。

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札。

エ 同一事項に対してした2通以上の入札。

オ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。

カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札。  
キ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

(6)落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(7)契約書の作成の要否  
要

(8)その他  
詳細は仕様書等による。